

サービスの利用の流れ

サービスを利用するには、播磨町の窓口で申請して「介護や支援が必要である」という認定を受ける必要があります。サービスを利用するまでの手続きの流れは、以下のようになります。



① 認定申請

介護保険の利用を希望するときは、播磨町の窓口で申請してください。申請は、本人または家族のほか、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに代行してもらうこともできます。(更新申請も含む)

申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険被保険者証
- 健康保険被保険者証 (第2号被保険者の場合)

申請書には、意見書を求める主治医の氏名、医療機関名を記入します。申請の前には、主治医に相談してみましょう。
※主治医がいない場合は窓口にご相談ください



② 認定審査

申請をすると、訪問調査や主治医意見書をもとに審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。



●訪問調査

心身の状態を本人、家族から聞きとります。調査項目は国が定めた全国共通の内容です。

●主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患や、介護の必要性などについて、記載を受けます。

●一次判定(コンピュータ判定)

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力します。

●二次判定(介護認定審査会)

訪問調査や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



③ 結果の通知

要介護 5

要介護 4

要介護 3

要介護 2

要介護 1

介護保険のサービスを利用することにより、生活機能の維持、改善を図ることが適切な方など。

要支援 2

要支援 1

要介護状態が軽く、介護保険サービスを利用することにより、生活機能が改善する可能性の高い方など。

自立(非該当)

生活機能の低下により、今後、要支援状態などへ移行する可能性が高い方は地域支援事業を利用できます。介護サービス(介護予防サービス)は利用できません。



要介護1~5と認定された方

ケアプランを作成

担当ケアマネジャーを選定し、必要な介護サービスについて相談します。ケアマネジャーはサービス提供事業者との調整などを含めた具体的なケアプランを作成します。

要支援1,2と認定された方

播磨町地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成

二次予防対象者

要支援・要介護状態になるおそれが高いと考えられる方



介護サービスの利用 →P.12

介護予防サービスの利用 →P.15

二次予防対象者サービスの利用 →P.22

一次予防対象者サービスの利用 →P.22

介護(介護予防)給付

地域支援事業